



shin-toyota
east gate park
user's guidebook
令和5年7月改訂

新とよパーク

新 豊 田 駅 東 口 駅 前 広 場

使いこなしブック

とよたのまちなか広場の
「ミライのフツ-」をつくりたい







CONTENTS

目次

1	都心地区の未来に向かって	1 Page
2	広場に込めた思い	2~6
	広場の基本情報	
	完成までの物語	
3	運営・管理の枠組み	7~8
	運営チームの役割	
4	できること	9~10
5	できないこと	11
6	利用までの流れ	12~17
	使う際の料金	
	設備・備品の使い方	
	料金の減免	
	貸出備品一覧	
	必要な申請や届出	
7	約束ごと	18~21
8	各種書類、問い合わせ先	22

都心地区の未来に向かって

豊田市の未来に向かって、豊田市のまちなかは大きく変わろうとしています。

豊田市では、都心地区において多様な活動や豊かなシーンが複数の公共空間で生まれ、人のいる風景が連続する、そんなまちなかを目指すため平成 28 年 3 月に「都心環境計画」を策定し、公共空間の活用「つかう」と再整備「つくる」を両輪に都心地区の整備の取組を進めています。

その一連の取組の中で最初にリニューアル・オープンする新豊田駅東口駅前広場では、広場のあるべき姿や活用方法等について、市内の有志の方とともに議論し検討を重ね、2 度の試行実験も経て空間と運営方法のデザインを行ってきました。

リニューアル整備（第 1 期整備）を経て平成 31 年 4 月 1 日に試行運用を開始した新とよパークですが、令和 4 年に第 2 期整備を行い、令和 5 年 3 月には条例及び規則を制定しました。

令和 5 年 8 月 1 月から条例及び規則が施行され、新とよパークの本格運用を開始します。

今まではあまり活用されていなかったこの広場に目的性の高いコンテンツが加わることで、人々が集い多様な活動が繰り広げられる広場となることを目指しています。

市内の有志の方々や地元の方々と共に歩み、多様な活動の受け皿となる自由度の高い広場を実現することができました。この広場ならではの「ミライのフツー」が育っていくことを期待します。

令和 5 年 8 月 1 日
豊 田 市

広場に込めた思い

この広場は通勤・通学やまちなかを行き交う人が立ち寄りやすい都心の真ん中にありながら、今まで多く的人是はデッキの上を通り過ぎていくだけで広場に降りることはなく、実際にはあまり使われることのない広場となっていました。

そんな広場でも「ハーフメイド」の理念の下に目的性の高い利用ができれば、多くの人に喜んでもらえる場になるのではないかという思いから検討がスタートしました。

例えば、道路や公園では禁止されているストリート・スポーツを自由に練習できたら、火を使うことで街の真ん中でも自然を感じることができたら。日々の生活でマイノリティになってしまっているそんな何気ない思いを実現するため、「自由と責任」の下に使う人が広場を自由に作っていける仕組みを私達は考えてきました。

この広場は実験場です。使う人や地域の方の理解、協力、秩序の中で他ではできないことにチャレンジし、多様な人の「これやりたい！」が実現できる「ミライのフツー」を作り出していきましょう。

新とよパーク パートナーズ一同



愛称 新とよパーク

新豊田駅のすぐそばということが連想できるように、新豊田駅を「新とよ」と称し、広場を「パーク」と呼ぶことで語呂をよくし、市民の皆さんにとって愛着が湧くような愛称を市内有志の方々と共に考えました。「新とよパークに集合」などの様に日常の会話で繰り広げられることを期待しています。

広場の基本情報

名称	新とよパーク（新豊田駅東口駅前広場）
所在地	豊田市若宮町8丁目7番
面積	約1,170平方メートル
利用時間	午前7時から午後11時 ※広場を占有利用する時間（広場の自由利用は終日可能） ※ただし、申請許可が必要なアクティビティは、開催日の1ヶ月前までに申請を済ませること。 ※音の出る行為（スケートボード含む）は午前7時から午後9時40分まで
その他	平成31年4月1日 試行運用開始 令和5年8月1日 条例施行・本格運用開始

1 築山エリア

ペグが打ち込める土や芝生のエリアで、子供の遊具が設置でき、緑を感じられる樹木といった既存の用途を残しています。

2 コンクリートエリア

スケートボードなどが使用できるように舗装をコンクリートにしています。また、ストリートサッカー等でボールを使用しても車道に飛び出さないよう、地盤面をさげて安全に配慮しています。

3 土エリア

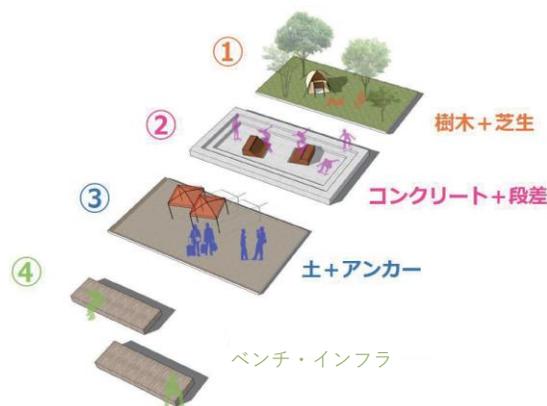
木製遊具の設置やイベント時のテントの設置などの使われ方を想定しています。

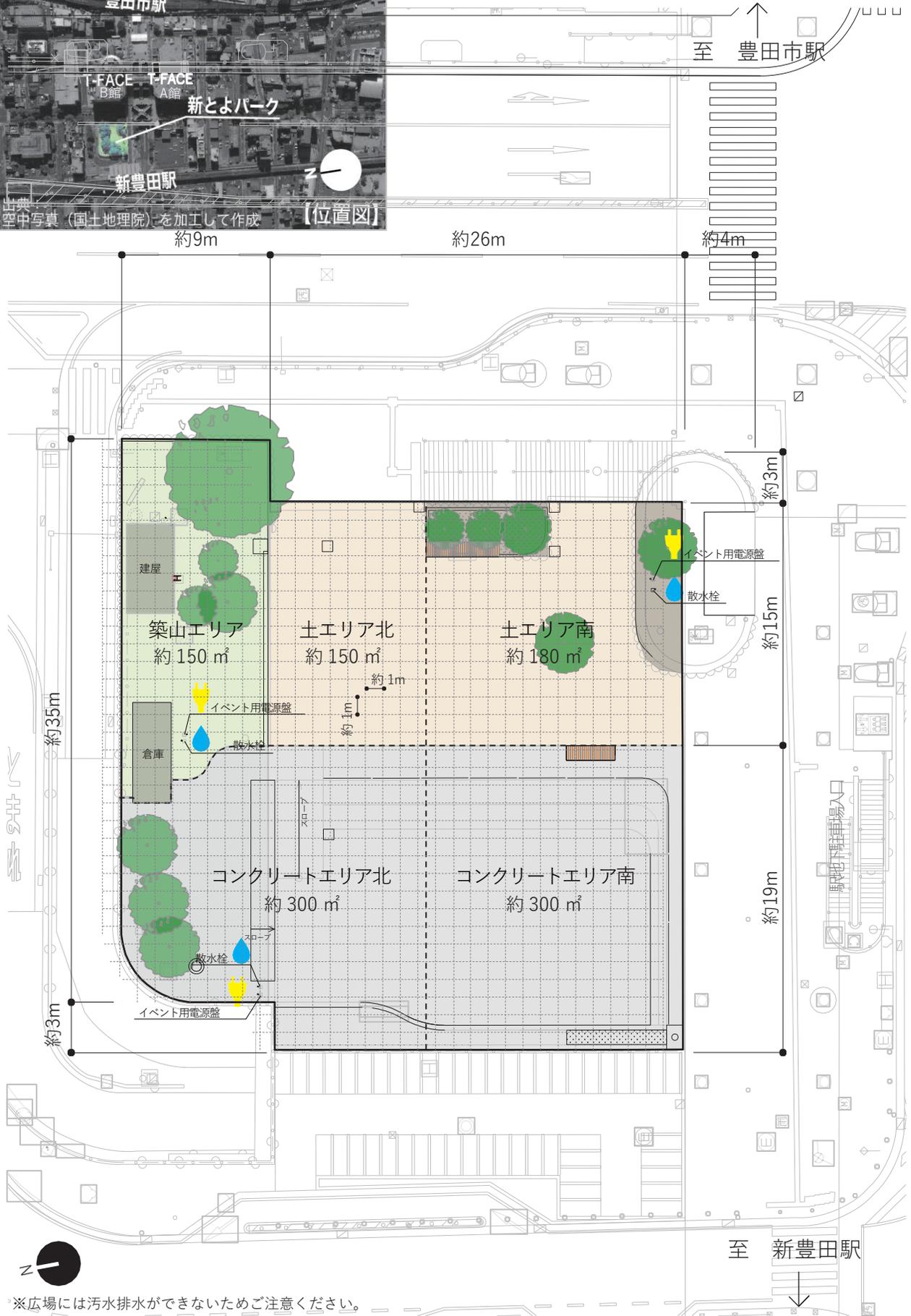
4 ベンチ・インフラ

舗装が異なるゾーンをつなぐ位置に日常的に休憩できるベンチを設置します。イベント時に利用可能な、散水栓・電源も設置します。

空間構成の考え方

広場の空間構成として、設計では大きく4つの機能（空間・設備）が配置されています。これらは試行実験の結果をふまえて設計されています。





※広場には汚水排水ができないためご注意ください。

配置図

- 凡例
-  : 水
 -  : 電源

完成までの物語

平成 28 年度：あそべるとよたの取組をもとに改修のアイデアを出しました。

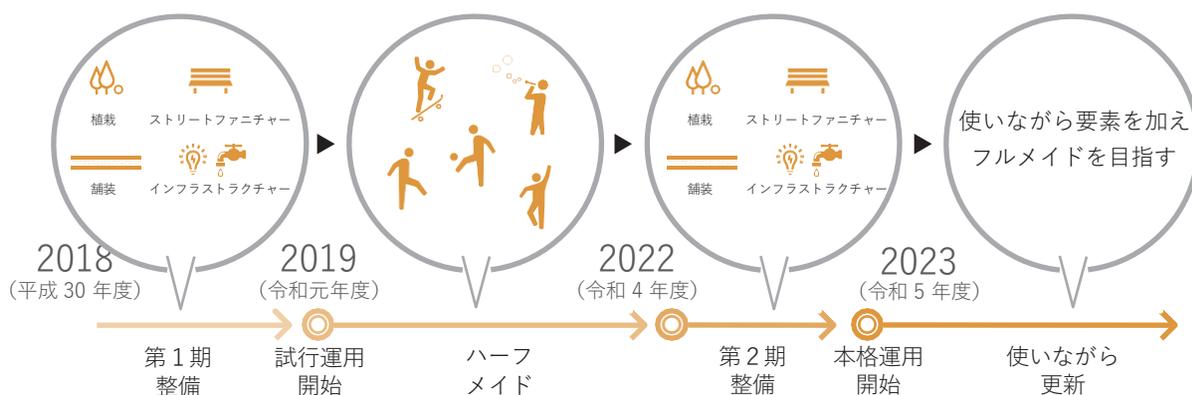
平成 29 年度：平成 28 年度の成果をもとに試行実験を行い、その成果からハーフメイドで整備するインフラ等の配置やデザイン等を検討しました。

平成 30 年度：ワークショップでの検討内容を反映した設計図をもとに第 1 期整備を行いました。

令和元年度：4 月 1 日 試行運用を開始しました。

令和 4 年度：令和元年～令和 3 年度の試行運用期間の成果をもとに第 2 期整備を行いました。

令和 5 年度：8 月 1 日 本格運用を開始しました。



ハーフメイドによる段階的プロセス

最初から広場のすべての要素を造り込むのではなく、まずは基本となるインフラや舗装、植栽等の最低限の設備を整備します。その後、実際に使いながら利用者、運営者のニーズに合わせて成長し続けることのできる広場を育てます。

2 段階整備によるリニューアル

ハーフメイドの考え方にに基づき、実際のリニューアル工事も 2 期に分けて実施します。令和元年からの試行運用期間を経て、令和 4 年から第 2 期整備を行い、令和 5 年から本格運用を開始します。

なぜ、

「ハーフメイド」で広場をつくるのか

「これからは、街を誰かにつくってもらうのではなく、自分たちがつくること、まちのこともっと好きに、もっと身近に、もっと自分のこととして感じられるはずです。こうしたプロセスを経ることで、シビックプライド（市民のまちに対する誇りや愛着）が生まれ、まちの魅力づくりの根幹となっていきます。行政の得意なことと、市民の得意なことをうまく分担しながら、豊かな暮らしの風景をこの広場にもつくり上げていくことが重要です。」

新豊田駅東口駅前広場
カスタマイズワークショップ・アドバイザー
大阪府立大学准教授 武田重昭

2016

(平成 28 年度)

STEP1

あそべるとよたの取組を
もとに改修のアイデア出
し合う WS を実施。

ワークショップ #1~#3



平成 27 年度：これまでの広場

2017

(平成 29 年度)

STEP2

アイデアの具体化と 2 回
の試行実験をもとに改修
の設計図を作成。

6/3~4 試行実験 A

ワークショップ #4~#12

3/4 試行実験 B



平成 29 年度：ワークショップ



平成 29 年度：試行実験

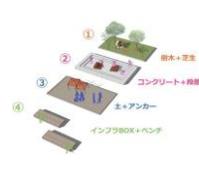
2018

(平成 30 年度)

STEP3

設計図に基づく工事を実
施し、その間に利用ルー
ルや運営体制を検討。

ワークショップ #13~#20



平成 29 年度：設計図作成

2019

(令和元年度)

STEP4

第 1 期整備終え、広場の試
行運用が開始。
広場のオープン後も皆様
のご意見を伺い令和 5 年度
の本格運用に向けて様々な
取組を検討。

4/1 試行運用開始

(令和 4 年度まで試行運用期間)



平成 30 年度：工事中

2020

(令和 2 年度)

STEP5

本格運用に向けたハード、
ソフト（運営ルール等）
の改善案を検討。

2022

(令和 4 年度)

STEP6

第 2 期整備を行い本格運
用のハード、ソフトの整
備を実施。

第 2 期整備

2023

(令和 5 年度)

STEP7

本格運用がスタート。

8/1 条例施行・本格運用



令和元年度：第 1 期整備後運用開始

STEP8

都心地区全体での広場運
営体制の統合（予定）

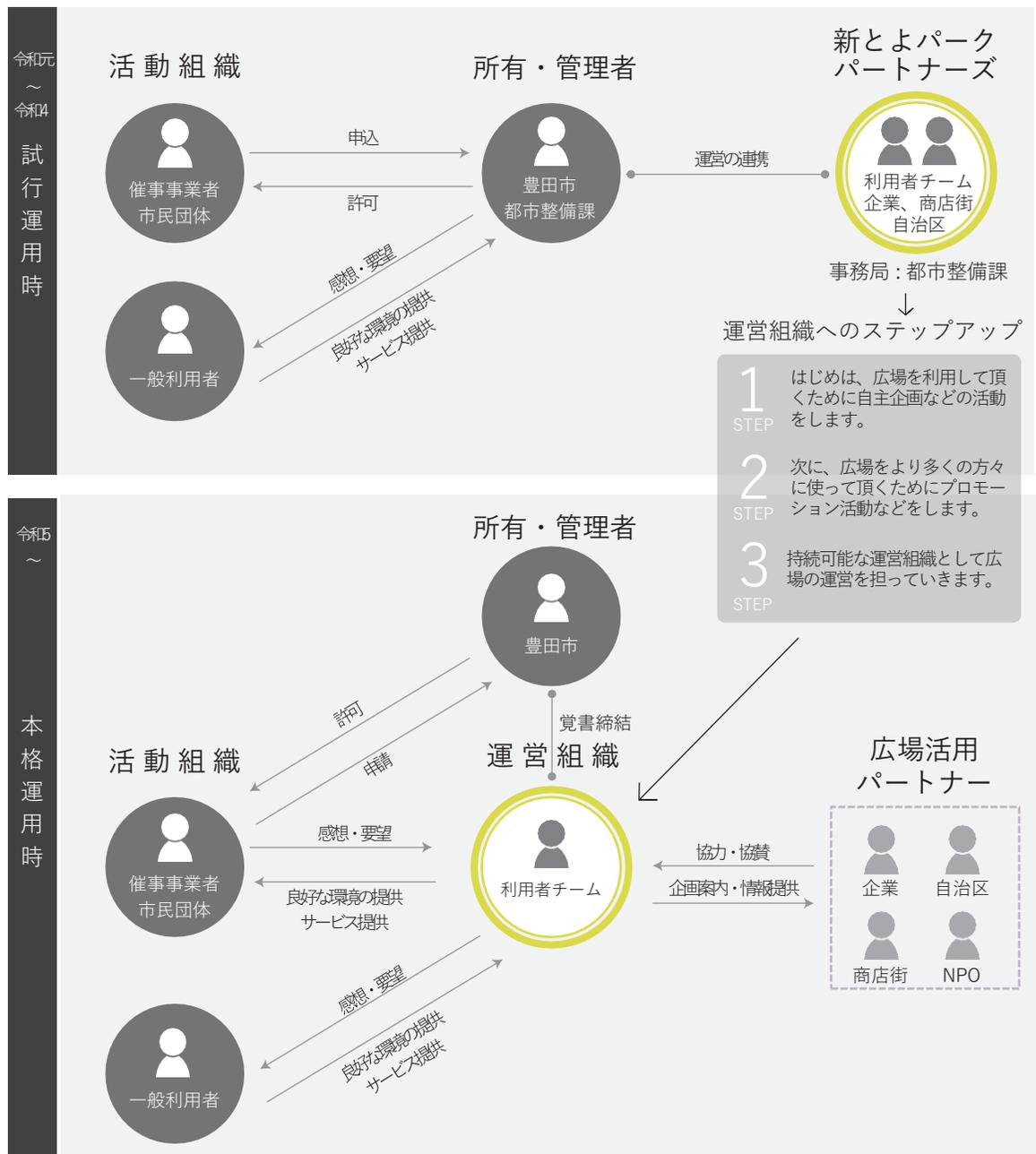


令和 4 年度：第 2 期整備後運用開始

3

運営・管理の枠組み

令和元年より試行運用を行い、その後第2弾整備期間を経て、令和5年からの本格運用における運営管理の仕組みを示しています。こうした変化に柔軟に対応できるように広場の体制も見直しながら広場づくりを進めていきます。



新とよパークパートナーズ・運営組織の役割

新とよパークパートナーズ・運営組織は活用促進のアイデア出し、自主企画の実施、プロモーション活動、清掃活動などの役割を担い、広場をより良くし市民の皆さんに使用して頂きやすい運営・管理を目指していきます。

活用促進のアイデア出し

1
STEP

市民の皆さんが広場を使いやすいように様々なアイデアを出し検討します。



自主企画の実施

各自が得意とする分野において、広場を使った活動を企画し実施します。



清掃活動

広場を快適に使っていただくため、環境美化に合わせて清掃を行います。



プロモーション活動

2
STEP

広場のことを市民の皆さんに知ってもらうよう広報していきます。



連携企画の実施

様々な得意分野を持った人と連携しながら、広場を使った活動を企画し実施します。



利用者チームの拡大

利用者チームとして主体的に運営に関わっていくメンバーを増やしていきます。



広場利用説明の実施

3
STEP

広場を利用して頂くためのルールや決まり事を定期的に説明会を開き実施します。



※本格運用時

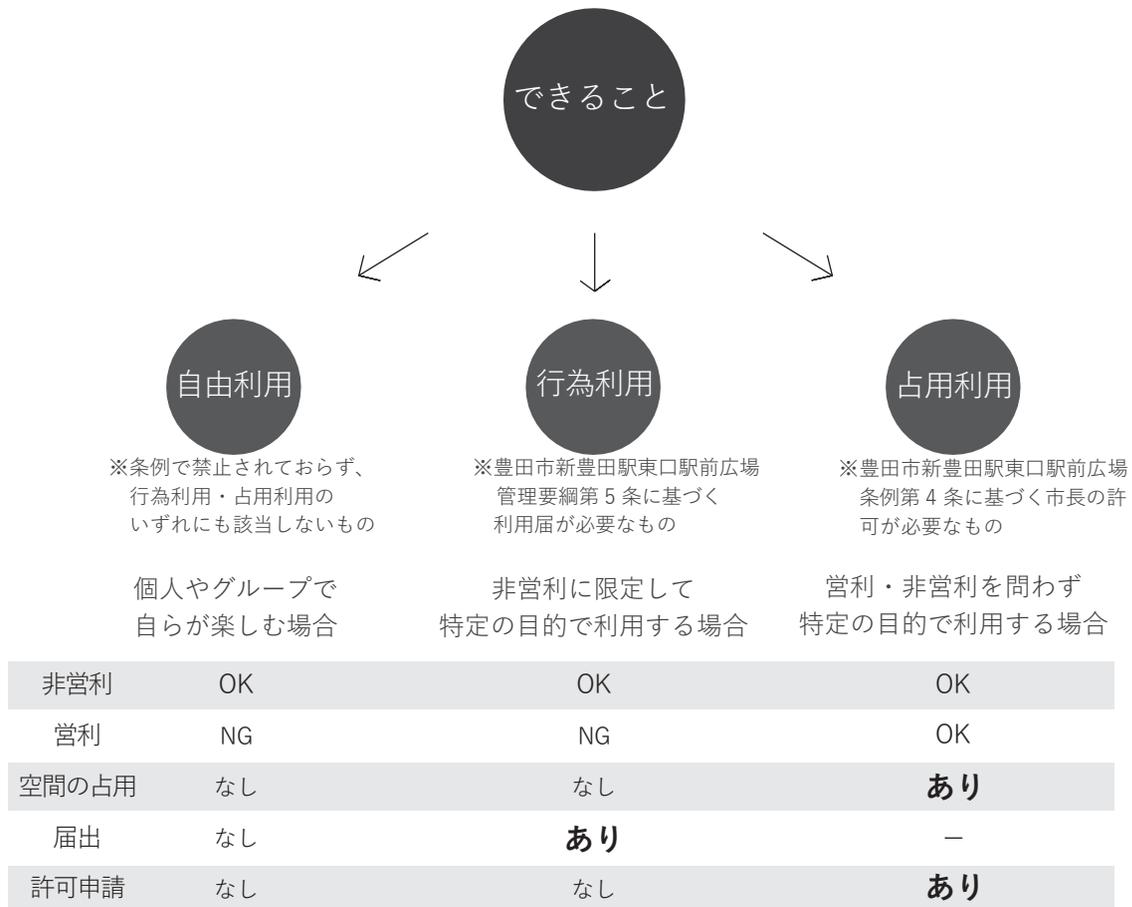
新とよパークパートナーズから持続可能な運営組織へ

新とよパークパートナーズは担う役割が徐々に増えていくことで持続可能な運営組織へとステップアップしていきます。
STEP 1 広場の活用促進のアイデア出し、自主企画を実施します。
STEP 2 プロモーション活動や主体的に運営に関わってくれるメンバーを増やします。
STEP 3 広場利用の説明など、本格運用にあわせて運営を担っていきます。

4

できること

非営利に限定して特定の目的で利用する場合（行為利用）は届出を、営利・非営利を問わず特定の目的で利用する場合（占有利用）は許可申請をしてください。



※営利利用とは、参加費、会費等の徴収、商品の販売その他金銭の授受を伴う利用のことをいい、非営利利用とは、それ以外のものをいいます。



好きな場所で休憩やランチをする



集まって楽しむ



BBQ をする

※広場の水道や電気を使用しない場合
※テントやタープを設置しない場合

自由利用 ルール

※条例で禁止されておらず、
行為利用・占用利用の
いずれにも該当しないもの

- ①事前の利用申込みは不要です。
 - ②決められたルールの中で、常時誰でも自由に利用できます。
 - ③場所や他者への配慮は、基本的に利用者同士が常識の範囲で譲り合ひましょう。
 - ④行為利用、占用利用の許可を受けて広場が利用されている場合は、届出や許可された方々が優先的に利用できるようにご配慮ください。
- ※占用利用の許可申請を出せば、広場の水道や電気が使えます。
※開放されている水道は、日常的な手洗いなどに使えます。(ペント利用は不可)
※日差しや雨を防ぐことを目的としたテントやタープを設置する場合は占用利用の許可申請が必要です。



演説をする



政治活動をする



ドローンを飛ばす

行為利用 ルール

※豊田市新豊田駅東口駅前広場
管理要綱第5条に基づく
利用届が必要なもの

- ①非営利に限定し、占用せずに特定の目的で利用する場合は事前の届出が必要です。
- ②具体例：政治活動・宗教活動・ドローンの使用を伴う利用等
- ③利用場所や時間、周辺への調整等は、事務局と利用者(活動組織)で協議を行い事前に全て決めてから実施してください。



イベント用のテントを設置する



屋外に舞台を設置する



広場全体を利用し、イベントを行う

占用利用 ルール

※豊田市新豊田駅東口駅前広場
条例第4条に基づく市長の
許可が必要なもの

- ①以下に該当する場合、事前の許可申請が必要です。
 - ・営利・非営利を問わず、占用して特定の目的で利用する場合
 - ・広場内にイベント用のテント・舞台・工事用足場等の工作物を設置する場合等
 - ②WSや販売行為等、金銭の授受を伴うこともルールによっては実施可能です。
 - ③利用場所や時間、周辺への調整等は、事務局と使用者(活動組織)で協議を行い事前に全て決めてから実施してください。
- ※出店時は別紙「新とよパーク出店に関するデザイガイドライン」を遵守してください。
※広場の利用時間(午前7時から午後11時)以外に工作物などを残置する場合は、別途許可申請が必要です。

5

できないこと

市民の皆さんにとって、より良い広場とするために、以下のルールを守っていただきますようお願いいたします。

※許可を受けたイベント活動においては、実施することができます。

※申請が必要かわからない場合は、事務局までお問い合わせください。



【壊すこと・汚すこと】

施設・備品等のき損又は汚損



【植物等を採取すること】

樹木の伐採、又は植物の採取



【土地の形質を変更すること】

土地の盛土・切土により、土地の形状を変更する行為



【動物を捕まえること】

鳥獣類を捕獲または殺傷する行為



【危険を生じる行為をすること】

火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為



【他人の迷惑になること】

騒音又は大声を発する、暴力をふるう、その他、他人の迷惑になる行為



【ゴミを捨てること】

ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は悪臭を発生させる行為



【暴力団関係者が利用すること】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらの者を「暴力団関係者」という。）による利用暴力団関係者の利益になる活動



【直火を起こすこと】

地面で直接火を使用する行為



【許可なく物を置くこと】

許可なく、施設、物品等を設置し、又は放置する行為



【許可なく映画等を撮ること】

許可なく業として写真又は映画を撮影する行為



【許可なく物を売ること】

許可なく物品その他の物を販売する、若しくは販売させる、又は金品の寄附募集等の行為



【許可なく展示会等を行うこと】

許可なく、展示会、興行、競技会、その他これらに類する行為



【許可なく宣伝をすること】

許可なく広告物又はこれに類する物を表示、配布し、又は散布する行為



【市長に禁止されたこと】

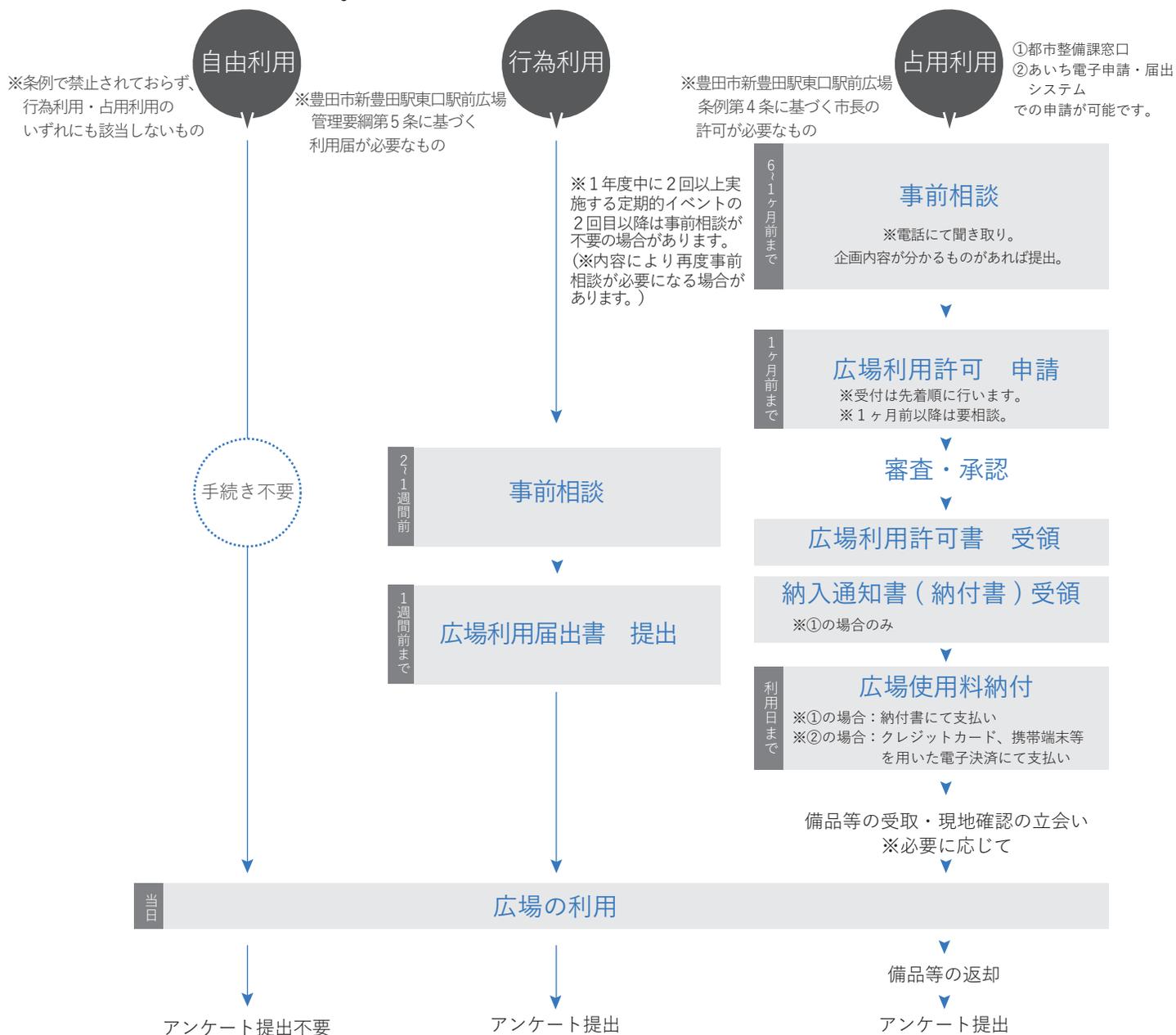
全各号に掲げるもののほか、市長が広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為

6

利用までの流れ

許可もしくは届出をいただいた活動は、以下の流れで実施に至ります。活動を考えられている方は、事務局までお問い合わせください。お申し込み受付は、利用月から6ヶ月前の月の1日からとなります（閉庁日の場合は翌開庁日とします）。

利用許可を受けた目的以外で利用し、その一部や全部を転貸したり、権利を譲渡しないでください。



使う際の料金

豊田市新豊田駅東口駅前広場条例に基づく広場使用料は以下の通りです。利用者は、表1に定める料金に、表2の区分の数を乗じた料金を、原則として利用日の5日前までには納付してください。ご利用者のご都合により期限までにお支払いのない場合は利用予約を取り消します。また多くの催事事業者や市民団体に利用してもらうため、連続使用期間は9日を超えることはできません。ただし、市長が特に必要と認める場合は、事務局と協議のうえ決定します。

表1 広場使用料

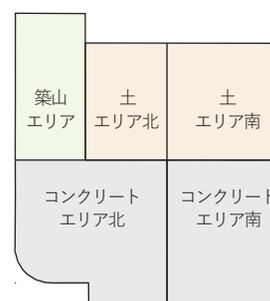
エリア	営利用 1区分ごと	非営利用 1区分ごと	
平日	5エリア(全面)	2,200円	1,200円
	4エリア	1,800円	1,000円
	3エリア	1,400円	800円
	2エリア	1,000円	600円
	1エリア	600円	400円
休日	5エリア(全面)	2,600円	1,400円
	4エリア	2,200円	1,200円
	3エリア	1,700円	950円
	2エリア	1,200円	700円
	1エリア	700円	450円

表2 利用時間区分

区分	時間
区分1	7:00～9:00
区分2	9:00～11:00
区分3	11:00～13:00
区分4	13:00～15:00
区分5	15:00～17:00
区分6	17:00～19:00
区分7	19:00～21:00
区分8	21:00～23:00

※広場の利用時間（午前7時から午後11時）以外に工作物などを残置する場合は、許可を受けたエリア数に応じて、平日の非営利用1区分分を納付してください。

※休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、休日等以外の日をいいます。



5つのエリア分け

表3 キャンセル料規定

取消の理由	申告時期	キャンセル料
災害や台風（注意報等）、その他利用者の責に帰することのできない事由によって取消の場合	—	なし（全額返金）
上記以外の理由による場合（利用者の自己都合）	利用開始5日前まで	なし（全額返金）
	利用開始前日まで	使用料の50%
	利用開始当日	使用料の100%

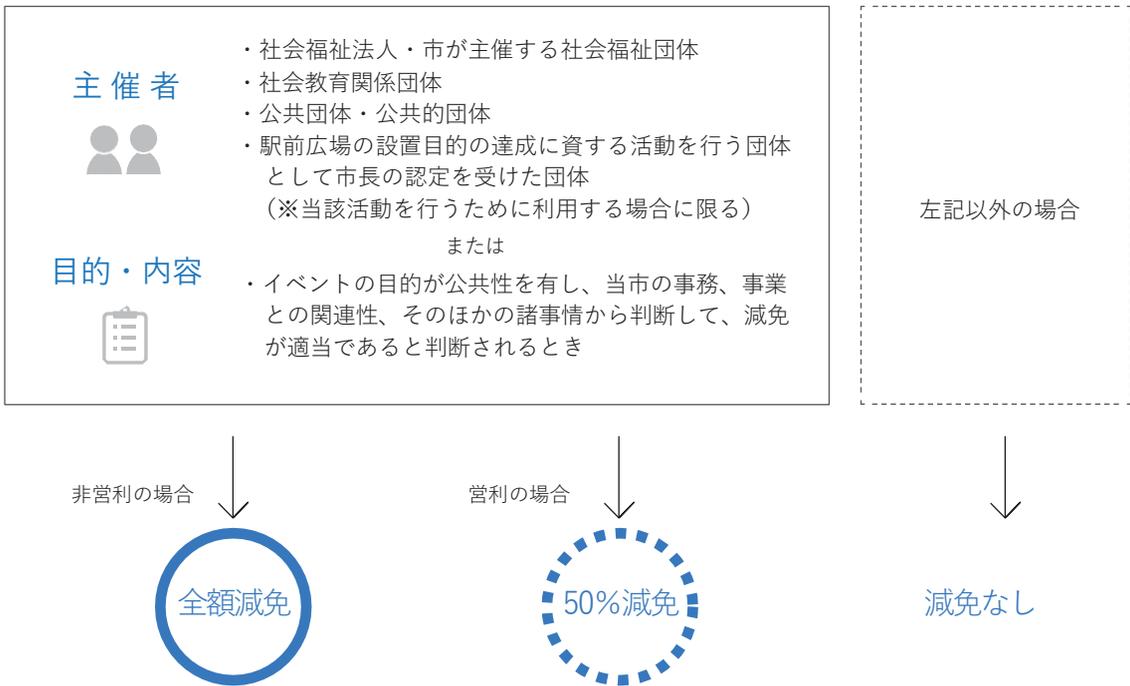
キャンセル料の規定について

- ・ 広場利用許可書の交付後、申し込みを取り消される場合は、左表のとおりキャンセル料に充当させていただきます。
- ・ 実施日を振り替えられる方はキャンセル料は発生しません。（原則：7日前まで）



料金の減免

イベントの内容等に応じた使用料金の減免制度を設けています。減免対象については以下に基づき、事務局と協議のうえ決定します。広場使用料の減額又は免除を受けようとする場合は、広場利用許可申請書の該当部分に記載し、提出してください。



- ※ 社会福祉法人とは、社会福祉法第 22 条「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と規定している。
- ※ 市が主催する社会福祉団体とは、社会福祉法人豊田市福祉事業団、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会などをいう。
- ※ 社会教育関係団体とは、社会教育法第 10 条「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」
- ※ 公共団体とは、地方公共団体（都道府県・市町村）、公共組合（土地改良区・土地区画整理組合等）、営造物法人（都市基盤整備公団・日本下水道事業団等）をいう。
- ※ 公共的団体とは、「農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等いやくも公共的な活動を営む者は、すべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。」
- ※ 駅前広場の設置目的の達成に資する活動を行う団体とは、下記要件を全て満たし、市長の認定を受けた団体をいう。
 - 1) 組織の立ち上げから 2 年以上経過していること。
 - 2) 申請日時点から直近 1 年間で中心市街地の賑わい創出に関する自主的な活動を 6 回以上行っていること。
 - 3) 5 名以上で組織され、かつ、そのうち代表者 1 名、副代表者 1 名が設置されていること。

設備・備品の使い方

広場には、イベント等に活用できる電気設備や備品類が整備されています。これらの使用を希望される場合は、事前に占用利用として申請してください。

表3 使用可能な設備の概要

設備	箇所数 ・ 個数	使用料 (目安)	申請先
備品類			
・ 木製ベンチ	× 7		
・ 折りたたみベンチ	× 4		
・ 折りたたみテーブル	× 2		
・ 台車	× 1		
・ 重り (テント用)	× 8		
・ コードリール 30m	× 1	無償	豊田市
・ タープ	× 2	※数には限りがありますので申請順にて優先的に貸し出しいたします。	都市整備部 都市整備課 0565-34-6622
※広場使用後の清掃時に使用可			
・ ホース	× 1		
・ デッキブラシ	× 1		
・ ほうき・ちりとり	× 2		
・ バケツ	× 1		
※承認された活動時に設置していただきます			
・ スタンド	× 5		

※備品は綺麗にして返却してください。
壊れた場合はその損害を賠償していただきます。

新とよパークの心構え

6

貸出備品一覧

備品には限りがあるため、ご希望に添えないこともあります。大きさやカラー等の仕様について事務局までお問い合わせください。

備品類

折りたたみベンチ		折りたたみテーブル	
台車		重り (テント用)	
コードリール		タープ	
木製ベンチ		看板スタンド ※許可された活動時に使用可	

※広場使用後の清掃時に使用可

ホース		デッキブラシ	
ほうきちりとり		バケツ	

必要な申請や届出

イベント活動の内容によっては、関係機関への申請や届出が必要な場合があります。申請者は、活動の実施までに申請・届出を済ませてください。

なお、主な窓口は以下のとおりです。

表4 関係機関の主な窓口

イベント活動の内容	申請・届出内容	申請先	申請に要する標準時間
食品を提供する活動 (商業活動とみなされる活動)	営業許可申請	豊田市保健部 保健衛生課	2～3週間
食品を提供する活動 (商業活動とみなされない場合)	臨時出店届	0565-34-6181	2～3週間
酒類の販売 (開催期間が7日以内の場合)	期限付酒類小売業 免許届出	豊田税務署 0565-35-7777	10日前に要届出
火気器具等を使用する 露店や屋台などの開設 (不特定多数の人が参加するイベント)	露店等の開設届出	豊田市消防本部 予防課 0565-35-9704	即日交付 (届出のため)
歩道や周辺道路へ 影響が考えられる活動	事前相談	豊田警察署 0565-35-0110	

※内容の詳細は、各関係機関にお問い合わせください。

約束ごと

許可されたイベント活動等を行う際や広場を利用する皆さんには、以下に示す項目を守っていただきますようお願いいたします。

申請者の責務

- イベントに関わる苦情などが出た場合は、申請者が責任を持って対応するものとします。苦情などが出た場合には、やむを得ず中止などの対応を求める場合があります。
- イベント中に事故及び持ち込み品の盗難、破損、紛失が発生した場合は、申請者が責任を持って対応するものとし、人的、物的損害に係る賠償責任は申請者の負担となります。
- 当広場の付属品等の故障により申請者の初期の目的が達成されない場合であっても、当広場は利用料金の返還以上の損失補償はいたしませんのでご了承ください。
- イベント当日に許可された行為以外の行為をしている場合は、利用許可を取り消す場合があります。この場合、利用許可を受けた者に損害が生じても当広場はその補償の責任を負いません。
- イベント当日の問い合わせ対応者の明確化を行ってください。
- イベント業者に運営を丸投げして責任者が全体を掌握せず、当日のトラブルや指導に適切に対処しないような場合、次回以降の利用をお断りする場合があります。
- 広場施設、設備などに損傷・汚損が発生した場合には申請者の責任とし、原状回復していただきます。
- 他の広場利用者の安全・快適な利用を妨げないように配慮するものとします。
- 申請者が持ち込んだ機材や備品等は、申請者の責任で管理するものとします。
- 申請者は、イベント終了後に、広場を原形に復旧する義務を負うものとします。
- 出店時は別紙「新とよパーク出店に関するデザイガイドライン」を遵守してください。

利用可能日及び利用可能時間

- 原則として、年間を通して利用が可能です。ただし、広場施設の改修などにより、利用できない場合はこの限りではありません。
- 広場のイベント実施時間は原則午前7時～午後11時までとします。
ただし、その他の時間にイベントを実施する場合は、事務局と協議をお願いいたします。
- イベント準備については、原則7時からとし、撤収完了についても、原則当日午後11時までとします。
- 音の出る行為は（スケートボードを含む）**午前7時から午後9時40分まで**とします。

禁煙

- 広場は全面禁煙です。

会場清掃とごみの処理

- 広場に備え付けのごみ箱はありません。
- 周辺施設への影響に配慮し、イベントに係るごみは、外へ持ち出さず、申請者の責任で分別回収し、当日に持ち帰ってください。また、看板などにて来場者への呼びかけを徹底してください。
- イベント内容に応じて、使用区域に留まらず、広場全体及び周辺の清掃を行ってください。

車両の乗り入れ

- 搬入出に伴う広場への車両の乗り入れは、事前に事務局との協議が必要です。
- イベント会場設営時には周辺交通事情を考慮し、広場内への迅速な乗り入れをお願いします。
- 広場内への搬入出車両については指定場所から乗り入れ、荷物の積み下ろし後、速やかに退出してください。
- 車両搬入出の際は周辺利用者の安全に十分に配慮してください。

周辺への駐停車・駐輪

- 広場に駐車場はありません。近隣の駐車場をご利用ください。
- イベント実施中は、周囲の道路への駐停車をしないように、呼びかけをお願いします。
- 来場者に、公共交通機関利用の呼びかけをお願いします。イベントチラシ・ポスターを作成する場合は広場までの案内図を挿入してください。
- 交通渋滞など周辺道路への影響が考えられるイベントを実施する場合は、事前に警察署へご相談をお願いします。
- 決められた場所への駐輪の呼びかけをお願いします。

警備

- イベント実施時の来場者や通行者の安全性に配慮した警備スタッフを適所に配置してください。
- 機材の搬入出時の安全性確保のため、必要数の警備スタッフを適所に配置してください。

災害、天候不順などの理由により利用不能となった場合

- 災害、天候不順など利用者の責に帰することのできない事由により利用不能となった場合は、双方協議の上返金します。
- 暴風警報、大雨警報、洪水警報、雷警報、濃霧警報等が発令された場合は原則開催を中止してください。
- 事前に、天候不順で中止する場合の最終判断時間を事務局にお知らせください。
- 中止の場合はできるだけ早く所有・管理者へ連絡してください。遅くとも使用開始1時間前までにはご連絡ください。
- 災害、天候不順などの理由により中止となった場合で、日程の変更を希望する場合は事務局に相談の上、変更申請書をご提出ください。広場使用料が変更になる場合は、下記のように対応します。
※広場使用料が増額になる場合は新たに発生する使用料を指定期日までにお支払ください。
※広場使用料が減額になる場合は返金手続きを行います。

緊急時に備えた対応

- 緊急時における緊急車両の動線確保をお願いします。
(乗り入れ可能箇所を踏まえ、緊急車両の乗り入れに配慮した配置計画を行ってください。)
- 緊急時の来場者の避難経路を確保した配置計画を行ってください。
(施設や設備などの設置位置及び来場者滞留スペースの間隔に配慮し、避難経路を確保してください。)
- 申請者は、イベント活動における事故、スタッフや来園者のけが等、万一の場合に備えてください。
(レクリエーション保険への加入など)

騒音

- 音量について、周辺施設・住宅へ十分配慮してください。
- コンサートや音楽会など、音の出る機器の使用や、音を出すことを目的とするイベントを実施する場合は、関係部署と協議してください。詳細については、関係部署の指示に従ってください。
- 近隣対応やボリューム管理について責任をもって適宜対応してください。

火気の取り扱い

- 焚火やBBQの火気の使用は可能ですが、直火を起こすことは禁止です。
- 使用後の炭は広場内に捨てずに、各自で責任を持って持ち帰ってください。

広告の表示

- 広場利用に伴い、広告を表示することは可能ですが、規模や掲出期間、表示内容等によって、豊田市屋外広告物条例に基づく許可が必要となることがありますので、表示前に事務局までご相談ください。（許可が出るまでに約1ヶ月かかるため、表示を決定したら早めにご相談ください。）

周辺への周知

- イベント活動について、事務局に確認の上、看板スタンドの設置や必要に応じてお知らせ文書を配布するなど、イベント開催の周知を行ってください。
- 大きな音を出すイベントの場合、事前に以下の内容について近隣への周知を行ってください。
 - ・「音が発生する時間帯（リハーサルも含む）」
 - ・「イベントスケジュール（準備・片付け期間を含む）」
 - ・「イベント前日までの問い合わせ電話番号」
 - ・「イベント当日、必ず連絡がつく電話番号」

その他

- 広場で落し物・忘れ物を見つけた場合は、以下の警察署及び最寄りの交番へ届け出てください。
- トイレは広場内にはございません。新豊田駅側にある公衆トイレへ誘導するよう案内板などを適切な箇所に掲出してください。
- この使いこなしブックに記載されてある事項や事務局の指示に従わない場合、次回より利用をお断りする場合がございます。
- 使いこなしブックに定めのない事項に関しては事務局と協議の上、善良に対処してください。
- SNS等で投稿する場合はハッシュタグ「#新とよパーク」をつけて投稿してください。事務局でFacebookやInstagramにてシェアさせていただく場合がございます。



各種書類

広場利用申請に必要な書類は、本手引きに記載する様式にならって作成ください。同様の様式データは、以下のホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisetsu/sports/kouen/1031163/index.html>

必要に応じて下記の書類を提出してください。

- ・ 豊田市新豊田駅東口駅前広場利用許可申請書
- ・ 豊田市新豊田駅東口駅前広場利用変更許可申請書
- ・ 豊田市新豊田駅東口駅前広場利用取消申出書
- ・ 豊田市新豊田駅東口駅前広場利用届出書
- ・ 緊急対応体制図（任意書式）
- ・ アンケート用紙

お問い合わせ

広場に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

お問い合わせ先

受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

〒471-8501

豊田市西町3-60 豊田市役所西庁舎4階

豊田市 都市整備部 都市整備課

TEL :0565-34-6622

FAX :0565-34-6764

E-MAIL:tosiseibi@city.toyota.aichi.jp